

令和 8 年度 指導 監査 実施 方針

【介護サービス事業者等】

第 1 基本方針

- (1) 指導監査は、法令、条例及び国が定めた指針（「介護保険施設等の指導監督について」（令和 4 年 3 月 31 日老発 0331 第 6 号厚生労働省老健局長通知）により県が定める「奈良県介護保険施設等指導実施要綱」、「奈良県介護保険施設等監査実施要綱」等に基づき、介護保険制度の円滑な運営のため、市町村と連携して公正かつ効果的・効率的に実施する。
- (2) 介護サービス事業者等（以下「事業者」という。）による不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護サービス等の事業運営の適正化を図るため、法令遵守義務の履行が確保されるよう事業者に義務付けられた「業務管理体制の整備」について、法令及び国が定めた指針（「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針」（令和 6 年 4 月 4 日老発第 0404 第 3 号厚生労働省老健局長通知））により県が定める「奈良県介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱」に基づき、運営指導・監査時に、効果的・効率的な確認検査を実施する。
- (3) 運営指導は、介護給付等対象サービスの質の確保及び給付の適正化を目的として、利用者本位のサービスが安定して提供されるよう、サービスの質の向上、利用者及び従業員の処遇改善並びに過去の主な指摘事項の事例や介護報酬等の改定を踏まえた請求指導を重点項目とし、事業者の育成指導に主眼をおいて、事業所所在地で実施する。
また、指摘事項については確実に「改善」が図られるように事後指導に取り組む。
- (4) 監査は、指定基準違反又は不正若しくは著しく不当な介護報酬等の請求（以下「指定基準違反等」という。）が疑われるなどの対象事案が発覚したときは、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な行政措置を採ることを主眼に、速やかに実施する。なお、監査の結果、架空請求、水増し請求等の不正行為が明らかになった場合は厳正に対応し、不正な事業者を排除することにより、介護保険制度への信頼確保を図る。
- (5) 特に、法令違反や不正に関する通報等情報に対しては、近年多様化している苦情・通報等に実効性ある対応を行い、初動対応について標準化・統一化をするため、令和元年 10 月に策定した「社会福祉施設等に係る通報への初動対応マニュアル」に則り迅速に対応し、不正事案については厳正に対処する。

第2 運営指導（介護保険法第24条関係他）

1 重点項目

（1）サービスの質の向上

- ① 人員基準に定める従業者の資格及び員数が確保されているか。
- ② 風水害と土砂災害を含めた非常災害に関する具体的計画を立て、消防法令に基づく防火設備の配備、避難・救出訓練等の非常災害対策が徹底されているか。
また、市町村地域防災計画に記載のある施設は避難確保計画を策定しているか。
- ③ 感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止するため、対策を検討する委員会を定期的に開催し、指針の整備や定期的な研修および訓練を実施しているか。
- ④ 苦情、事故等が発生した場合に、適切な対応が取られているか。
- ⑤ 業務管理体制の整備・運用が適切に行われているか。
- ⑥ 業務継続計画を策定し、定期的に研修および訓練を所定回数以上実施しているか。

（2）利用者及び従業者の処遇改善

- ① 居宅サービス計画・サービス等利用計画・個別サービス（支援）計画に基づいたサービスが提供されているか。また、個別サービス（支援）計画の作成又は変更の際に、計画の内容を利用者に十分説明し、同意を得て、計画書が交付されているか。
- ② 利用者ごとにサービス提供記録等を作成し、適切に処理されているか。
- ③ 身体的拘束等の適正化に向けた取組みが行われているか。
- ④ 利用者に対し、施設従業者等による虐待行為はないか。虐待の発生または再発を防止するための委員会を定期的に開催し、定期的な研修を実施しているか。また、虐待防止措置にかかる担当者を配置するなど、適切な虐待防止策が取られているか。
- ⑤ 職場でのハラスメント防止にかかる方針を明確化し、従業者に周知し、相談窓口を設けているか。

（3）介護報酬等請求指導

- ① 基本報酬の算定において、事業規模、前年度利用実績、利用形態等に関する資料が整理されているか。
- ② 介護報酬等の算定に関する告示等の内容を十分理解したうえ、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

2 対象事業所の選定基準

次の基準により、選定する。

（1）居宅サービス事業者等

- ① 介護サービス事業所のうちこれまでに運営指導を実施していない事業所
- ② 苦情や情報提供により、運営指導による対応が必要と判断された事業所
- ③ 過去の指導に対する改善状況を確認する必要がある事業所
- ④ 市町村から運営指導の要望がある事業所
- ⑤ 事業所所在地を考慮し、同日に運営指導が可能な事業所
- ⑥ その他、運営指導を行う必要があると認められる事業所

(2) 居宅サービス事業者等（奈良県障害福祉サービス事業所等に対する運営指導等業務委託による運営指導）

- ① 障害福祉課で指導対象とする障害福祉サービス事業所と同一法人が同一敷地内で運営している介護サービス事業所
- ② 高齢者向け集合住宅に関連した介護サービス事業所
- ③ ①、②以外で奈良県障害福祉サービス事業所等に対する運営指導等業務委託による運営指導による指導が適当と判断された事業所

(3) 介護保険施設等

おおむね3年に1回の実施を基本とするほか、前記(1)②及び③に準ずる。

3 実施事業所の決定及び通知

実施事業所は、実施地域の均衡を考慮しつつ、2の選定基準に基づき随時決定する。

また、当該事業所には、原則として指導予定日の遅くとも1ヶ月前（施設の場合は、2ヶ月前）までに実施日時等を通知する。

4 実施体制

(1) 居宅サービス事業者等

原則として、県担当職員2～3人体制で、1日1事業所実施する。

(2) 居宅サービス事業者等（奈良県障害福祉サービス事業所等に対する運営指導等業務委託による運営指導）

原則として、受託者担当職員2人体制で、1日1事業所実施する。

(3) 介護保険施設等

県担当職員2～3人体制で、原則として1日1施設実施する。なお、設置主体が社会福祉法人である施設等にあつては、原則として県の社会福祉法人等指導監査と同時に実施することとする。

5 指導方法

国が定めたマニュアル（「介護保険施設等実地指導マニュアルについて」（令和4年3月31日老発第0331第7号厚生労働省老健局長通知））等を参考に、事業所等の実地において、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で行う。

なお、業務管理体制の整備に関する一般検査を、運営指導に合わせて実施する。

6 市町村との連携

関係市町村との連携を図り、県と市町村との合同実施に努めるものとする。

第3 監査（介護保険法第76条関係他）

1 対象事業所の選定基準

次の基準に基づき、選定する。

- ① 指定基準違反等の確認のため、監査による対応が必要と判断された事業所
- ② 法令違反・不正の疑いがあり、または虐待や健康被害など利用者等の心身の危害が疑われる通報があり、速やかに監査を実施すべきと判断された事業所
- ③ 介護保険法第24条により行った運営指導において、監査による対応が必要と判断された事業所

2 実施事業所の決定及び通知

実施事業所は、1に基づき随時決定することとし、当該事業所には、あらかじめ監査実施日時等を通知する。ただし、緊急に監査を実施する必要がある場合は、監査当日に通知を行うものとする。

また、運営指導中に次に該当する状況に至った場合は、運営指導を中止し、直ちに監査に切り換えて実施することができる。

- ① 著しい指定基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断される場合
- ② 介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合

3 監査方法

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、関係者に対して質問し、若しくは事業所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。

なお、必要に応じて、業務管理体制の整備に関する特別検査を、監査に合わせて実施する。

4 市町村との連携

関係市町村との連携を図り、原則として、県と市町村との合同実施とする。

令和 8 年度 指導 監査 実施 方針

【障害福祉サービス事業者等】

第 1 基本方針

- (1) 指導監査は、法令、条例及び国が定めた指針（「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成 26 年 1 月 23 日障発 0123 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成 26 年 3 月 28 日障発第 0328 号）により県が定める「奈良県指定障害福祉サービス事業者等指導実施要綱」、「奈良県指定障害福祉サービス事業者等監査実施要綱」等に基づき、障害者自立支援制度の円滑な運営のため、市町村と連携して公正かつ効果的・効率的に実施する。
- (2) 障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）による不正行為を未然に防止し、利用者の保護と障害福祉サービス等の事業運営の適正化を図るため、法令遵守義務の履行が確保されるよう事業者に義務付けられた「業務管理体制の整備」について、法令及び国が定めた指針（「障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 32 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知））により県が定める「奈良県介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱」に基づき、運営指導・監査時に、効果的・効率的な確認検査を実施する。
- (3) 運営指導は、介護給付・自立支援給付等対象サービスの質の確保及び給付の適正化を目的として、利用者本位のサービスが安定して提供されるよう、サービスの質の向上、利用者及び従業員の処遇改善並びに過去の主な指摘事項の事例や障害福祉サービス等報酬の改定を踏まえた請求指導を重点項目とし、事業者の育成指導に主眼を置いて、事業所所在地で実施する。
また、指摘事項については確実に「改善」が図られるように事後指導に取り組む。
- (4) 監査は、指定基準違反又は不正若しくは著しく不当な介護給付費等の請求（以下「指定基準違反等」という。）が疑われるなどの対象事案が発覚したときは、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な行政措置を採ることを主眼に、速やかに実施する。なお、監査の結果、架空請求、水増し請求等の不正行為が明らかになった場合は厳正に対応し、不正な事業者を排除することにより、障害者自立支援制度への信頼確保を図る。
- (5) 特に、法令違反や不正に関する通報等情報に対しては、近年多様化している苦情・通

報等に実効性ある対応を行い、初動対応について標準化・統一化をするため、令和元年10月に策定した「社会福祉施設等に係る通報への初動対応マニュアル」に則り迅速に対応し、不正事案については厳正に対処する。

第2 運営指導（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第11条、児童福祉法第57条の3の3関係他）

1 重点項目

（1）サービスの質の向上

- ① 人員基準に定める従業者の資格及び員数が確保されているか。
- ② 風水害と土砂災害を含めた非常災害に関する具体的計画を立て、消防法令に基づく防火設備の配備、避難・救出訓練等の非常災害対策が徹底されているか。
また、市町村地域防災計画に記載のある施設は避難確保計画を策定しているか。
- ③ 感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止するため、対策を検討する委員会を定期的に開催し、指針の整備や定期的な研修および訓練を実施しているか。
- ④ 苦情、事故等が発生した場合に、適切な対応が取られているか。
- ⑤ 業務管理体制の整備・運用が適切に行われているか。
- ⑥ 業務継続計画を策定し、定期的に研修および訓練を所定回数以上実施しているか。

（2）利用者及び従業者の処遇改善

- ① 居宅サービス計画・サービス等利用計画・個別サービス（支援）計画に基づいたサービスが提供されているか。また、個別サービス（支援）計画の作成又は変更の際に際して、計画の内容を利用者に十分説明し、同意を得て、計画書が交付されているか。
- ② 利用者ごとにサービス提供記録等を作成し、適切に処理されているか。
- ③ 身体的拘束等の適正化に向けた取組みが行われているか。
- ④ 利用者に対し、施設従業者等による虐待行為はないか。虐待の発生または再発を防止するための委員会を定期的に開催し、定期的な研修を実施しているか。また、虐待防止措置にかかる担当者を配置するなど、適切な虐待防止策が取られているか。
- ⑤ 職場でのハラスメント防止にかかる方針を明確化し、従業者に周知し、相談窓口を設けているか。
- ⑥ 介護（福祉・介護）職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善が適切に実施されているか。また、算定要件となっている昇給の仕組み、資質向上の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善が確実に実施されているか。

（3）介護給付費等請求指導

- ① 基本報酬の算定において、事業規模、前年度利用実績、利用形態等に関する資料が

整理されているか。

- ② 介護給付費等の算定に関する告示等の内容を十分理解したうえ、加算・減算等の基準に沿って介護給付費等が請求されているか。

2 対象事業所の選定基準

次の基準により、選定する。

(1) 居宅サービス事業者等

- ① 障害福祉サービス事業所のうちこれまでに運営指導を実施していない事業所
- ② 苦情や情報提供により、運営指導による対応が必要と判断された事業所
- ③ 過去の指導に対する改善状況を確認する必要がある事業所
- ④ 市町村から運営指導の要望がある事業所
- ⑤ 事業所所在地を考慮し、同日に運営指導が可能な事業所
- ⑥ その他、運営指導を行う必要があると認められる事業所

(2) 居宅サービス事業者等（奈良県障害福祉サービス事業所等に対する運営指導等業務委託による運営指導）

- ① 障害福祉サービス事業所（居宅サービス事業所） ※ただし、同一法人が同一敷地内で介護サービス事業所を運営している場合は、両サービスを対象とする。
- ② 高齢者向け集合住宅に関連した介護サービス事業所
- ③ ①、②以外で奈良県障害福祉サービス事業所等に対する運営指導等業務委託による運営指導による指導が適当と判断された事業所

(3) 障害者支援施設等

6年に1回の実施を基本とするほか、前記（1）②及び③に準ずる。

3 実施事業所の決定及び通知

実施事業所は、実施地域の均衡を考慮しつつ、2の選定基準に基づき随時決定する。

また、当該事業所には、原則として指導予定日の遅くとも1ヶ月前（施設の場合は、2ヶ月前）までに実施日時等を通知する。

4 実施体制

(1) 居宅サービス事業者等

原則として、県担当職員2～3人体制で、1日1事業所実施する。

(2) 居宅サービス事業者等（奈良県障害福祉サービス事業所等に対する運営指導等業務委託による運営指導）

原則として、受託者担当職員 2 人体制で、1 日 1 事業所実施する。

(3) 障害者支援施設等

県担当職員 2 ～ 3 人体制で、原則として 1 日 1 施設実施する。なお、設置主体が社会福祉法人である施設等にあつては、原則として県の社会福祉法人等指導監査と同時に実施することとする。

5 指導方法

国が定めたマニュアル（「障害福祉施設等実地指導マニュアルについて」（予定））等を参考に、事業所等の実地において、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で行う。

なお、業務管理体制の整備に関する一般検査を、運営指導に合わせて実施する。

6 市町村との連携

関係市町村との連携を図り、県と市町村との合同実施に努めるものとする。

第 3 監査（障害者総合支援法第 48 条、児童福祉法第 21 条の 5 の 22 関係他）

1 対象事業所の選定基準

次の基準に基づき、選定する。

- ① 指定基準違反等の確認のため、監査による対応が必要と判断された事業所
- ② 法令違反・不正の疑いがあり、または虐待や健康被害など利用者等の心身の危害が疑われる通報があり、速やかに監査を実施すべきと判断された事業所
- ③ 介護保険法第 24 条、障害者総合支援法第 11 条又は児童福祉法第 57 条の 3 の 3 により行った運営指導において、監査による対応が必要と判断された事業所

2 実施事業所の決定及び通知

実施事業所は、1 に基づき随時決定することとし、当該事業所には、あらかじめ監査実施日時等を通知する。ただし、緊急に監査を実施する必要がある場合は、監査当日に通知を行うものとする。

また、運営指導中に次に該当する状況に至った場合は、運営指導を中止し、直ちに監査に切り換えて実施することができる。

- ① 著しい指定基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断される場合
- ② 介護給付費の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合

3 監査方法

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、関係者に対して質問し、若しくは事業所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。

なお、必要に応じて、業務管理体制の整備に関する特別検査を、監査に合わせて実施する。

4 市町村との連携

関係市町村との連携を図り、原則として、県と市町村との合同実施とする。